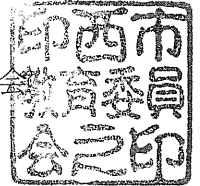




印西教学第823号
令和元年12月18日

印西市通学区域審議会 様

印西市教育委員会



印西市立小学校及び中学校の通学区域について（諮問）
このことについて、印西市通学区域審議会設置条例（昭和58年条例第2号）
第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

本埜小学校及び本埜中学校の通学区域である印西市竜腹寺の一部と滝野小学校及び滝野中学校の通学区域である印西市草深の一部に係る通学区域の見直しについて

2 諮問理由

本埜小学校及び本埜中学校の通学区域である印西市竜腹寺の一部と滝野小学校及び滝野中学校の通学区域である印西市草深の一部を含む一体的な住宅開発が計画されている区域について、通学区域指定の見直しを行う必要があることから、審議をお願いするもの。